

中野区教育委員会会議録 平成25年第4回定例会

○開会日 平成25年2月1日(金)

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前 10時00分

○閉 会 午前 11時28分

○出席委員

中野区教育委員会委員長	高 木 明 郎
中野区教育委員会委員	大 島 やよい
中野区教育委員会委員	飛鳥馬 健 次
中野区教育委員会委員	山 田 正 興
中野区教育委員会教育長	田 辺 裕 子

○出席した関係職員

教育委員会事務局次長	高 橋 信 一
副参事(子ども教育経営担当)	白 土 純
副参事(学校再編担当)	石 濱 良 行
副参事(学校教育担当)	宇田川 直 子
指導室長	川 島 隆 宏
副参事(知的資産担当)・中央図書館長	天 野 秀 幸
副参事(学校・地域連携担当)	荒 井 弘 巳
副参事(特別支援教育等連携担当)	黒 田 玲 子
副参事(子ども教育施設担当)	伊 藤 正 秀

○担当書記

子ども教育経営分野	片 岡 和 則
子ども教育経営分野	仲 谷 陽 兵

○会議録署名委員

委員長	高木明郎
委員	大島やよい

○傍聴者数 5人

○議事日程

[議決案件]

日程第1 第4号議案 平成24年度中野区教育委員会表彰表彰状被表彰者の決定について

[協議事項]

(1) 教育委員会に対する陳情について(学校再編担当)

[報告事項]

(1) 委員長、委員、教育長報告事項

(2) 事務局報告事項

①平成24年度事業見直し内容について(子ども教育経営担当)

②中野区立小中学校再編計画(第2次)【案】について(学校再編担当)

③法務省矯正研修所東京支所の移転予定について(子ども教育施設担当)

中野区 教育委員会  
第4回定例会  
(平成25年2月1日)

午前10時00分開会

高木委員長

おはようございます。

教育委員会第4回定例会を開会いたします。

本日の委員の出席状況は、全員出席です。

本日の会議録署名委員は、大島委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

<日程変更について>

高木委員長

ここでお諮りをいたします。

本日の議決案件、「平成24年度中野区教育委員会表彰表彰状被表彰者の決定について」は、非公開での審議を予定しています。また、事務局報告事項の2番目、「中野区立小中学校再編計画（第2次）【案】について」は、本日の協議事項と関係する内容となります。したがって、日程の順序を変更し、事務局報告事項の2番目の報告を先に行い、議決案件の審議を最後に行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高木委員長

ご異議ありませんので、日程の順序を変更し、事務局報告事項の2番目の報告を先に行い、議決案件の審議を最後に行うことといたします。

<報告事項>

<事務局報告事項>

高木委員長

それでは、事務局報告事項の2番目、「中野区立小中学校再編計画（第2次）【案】について」の報告をお願いします。

副参事（学校再編担当）

それでは、「中野区立小中学校再編計画（第2次）【案】について」、報告をいたします。

1月25日の教育委員会におきまして協議が整いましたので、【案】といたしました。

【素案】から【案】への変更点でございます。【案】の本文を見ていただきたいのですが、まず1点目は、【案】の5ページになります。(4)「小中学校の通学区域の状況」の記述の中に「小中学校の連携を推進する必要性」を追記いたしました。学校再編計画の改定

に当たっては、通学区域の整合性をできる限り図り、小中学校の連携を進めることを大きな柱としています。そのため、小中学校の連携を推進することの必要性について記述を追記いたしました。

なお、前回の協議を踏まえまして、地域との連携の視点についての記載については削除いたしました。

2点目は、【案】の10ページです。「再編計画改定に関する考え方」の「基本的事項」の記述の中で⑥の部分です。この部分、「『大規模改修』と『改築』の用語の意味がわかりにくい」という指摘を受けまして説明を追記いたしました。「大規模改修」については、「建物の柱、コンクリート壁等を残したまま、設備や内外装などの大規模改修を行うこと」、「改築」については、「建て替え」と追記をいたしました。

3点目は、【案】の11ページです。(2)「計画期間」の最後の行です。来年度示すこととしている統合と通学区域の変更の時期、それと、再編計画（第2次）との関係を明確にあらわすため、「この計画と一体のものとして」との文言を追記いたしました。

4点目は、【案】の12ページです。「前期の学校再編を踏まえた課題とその対応」の記述に、対応だけでなく、「前期の学校再編での課題」を追記いたしました。それに伴いまして、見出しや「課題への対応」、そういった記載についても合わせて追記、それから修正しております。

なお、前回の協議を踏まえまして、「課題への対応」の③「学校ごとの課題に対する対応」の部分に「子どもたちの不安を取り除くため校内体制の強化」といったものを加えました。また、「前期の具体的な対応」のうち、「新入生の確保への支援」の部分を削除いたしました。

次に、1枚目の資料にお戻りいただきたいのですが、「今後の予定」でございます。この【案】によりまして、パブリックコメントの手続を行っていきます。パブリックコメントの手続を経まして、3月には学校再編計画（第2次）を策定するというスケジュールになります。

次に、パブリックコメントの手続ですけれども、意見募集の期間は2月5日から26日までです。パブリックコメント手続は、2月5日号の区報と、区と教育委員会のホームページで周知をしていきます。【案】につきましては、区政資料センターと区民活動センター、図書館、区と教育委員会のホームページで公表していきます。

報告は以上です。

高木委員長

質問がありましたらお願いいたします。

山田委員

【素案】を公表した後での説明会並びに意見交換会などで出た一つの意見としては、「前期の学校再編での課題をもう少しきちんと捉えて、それに対してどのように対応されたか」といった質問も随分出たわけで、今回の12ページに記載されているように、前期の学校再編でいろいろな課題があったわけですけれども、それに対してどのように取り組んできたか、ある程度具体的に書かれていますので、その反省を踏まえて、今度の第2次の再編計画ができ上がったという、そのような過程が示されていて、よりわかりやすくなったと思います。

今回の第2次の【案】で大切なことは、私たちが小中学校の連携をして中野区の子どもたちを育てていくというその必要性について、これがある意味では今回の本幹に属するところなので、そこについての記載も具体化されてきている。よりわかりやすくなったというふうに思っておりますので、【素案】から【案】にかわるということでの手直しとしては、かなりしっかりできているかなと感じております。

1点お尋ねしたいのですが、「学校ごとの課題に対する早期の対応」ということで、「移動教室・学校行事などの合同実施」「学校訪問などの交流活動」とかありますけれども、子どもたちの心の問題ですね。非常に不安になる子どもたちに対して、スクールカウンセラーの増配置なども書いてございますけれども、あと大切だったことは、「子どもたちの不安を取り除くため校内体制の強化」などが記載されています。もう一度確認しますけれども、「校内体制の強化」ということは具体的にどのようなことをされたか、教えていただけませんか。

指導室長

主に心のケアの部分なのですが、校内体制というのは、教育相談体制としてきちんと組織を設けて、定期的に、例えばスクールカウンセラーだとか心の教室相談員からの情報を得て、それを担任に任せるのではなくて、学校として支えるようなことに力を入れるという意味です。

あと、保護者との連携も必要になってくるかと思います。不安に思っているお子さんのことは保護者が一番よくわかっているわけですから、保護者の相談についてもきちんと対応していく。そのあたりが「校内体制の強化」になるかと思います。

山田委員

ありがとうございました。やはり私たちも、統合再編を経験した子どもたちとの対話集会の中でも、子どもたちの中には、「統合するということが非常に不安を感じた」というような意見も何人かありました。それに対して、校内体制というのは、学校の教員のみならず保護者も踏まえてということで、その辺がしっかりできていれば、子どもたちの不安の解消にはある程度効果が出てくるのではないかと思います。

ありがとうございました。

高木委員長

今、山田委員が指摘されたことはすごく大切だと思うのです。前回の教育委員会の傍聴者発言でも、最後、学校再編が決まったときに無理に交流活動をやって、子どもたちは最後の思いで卒業したいという気持ちがあるのではないかと。これが1校と1校で統合していくのであれば、まあまあわかるというか、そういう形なのかと。ただ、3校を統合した場合、場合によっては交流活動がすごく多くなってしまったり、小規模化した学校にとっては、相手の学校が多過ぎると、何か飲み込まれるような意識を逆に持ってしまったりするケースもあると思います。もちろん、それは、現場の先生方や事務局のほうで配慮されていると思うのですが、あくまで子どもたちの不安を取り除くということが目的ですから、交流活動をやること自体が目的にならないように我々も注意をしていく必要があるなと思います。

大島委員

今の委員長の発言と関連するのですけれども、私も意見交換会での意見等を聞いていまして、統合される学校を事前に融和させようというようなことで交流活動などを計画したりすることについて、無理やり子どもたちを一堂に集めればいいみたいなことは、子どもの不安解消にならない、かえって負担になるのではないかとというような趣旨のご発言を聞いて、そうだなと思いました。

例えば、事前に二つの学校の子どもたちが仲よくなれば統合後スムーズに行くのではないかと、我々、よかれと思ってやったことだとしても、子どもたちにとっては、向こうの人数が多くてこっちが少ない、そうすると威圧感を感じるとか、強制的に「仲よくしなさい」みたいなことは無理があることなので、子どもたちの気持ちに立って、負担のないように、無理やりやるのではないような方法で。もちろん、これから学校、指導室とかで具体的なことをいろいろ考えていただけたらと思うのですけれども、子どもの気持ちの視点に

立って考えていかなければいけないなど。たとえ、統合でなくなるほうの学校の子どもたちであっても、とにかくその学校に在る間は、その学校が大変居心地がいい、そして、自分たちが大切に思われているというようなことを実感できるような体制で、もちろん授業もしっかりやるとか、その学校での生活を充実させるようなことが一番なのだろうなというふうにもこの前も改めて思ったものですから、そういう点も配慮してやってもらえればと思っています。

#### 指導室長

そうですね。統合に向けていろいろな段取りを経ていくわけですがけれども、例えば交流活動をするのだったら、子どもたちは何のために交流活動をするのかとか、それぞれの取り組みについて言葉をかみ砕いて意味をきちんと説明することが必要だと思っております。その結果、子どもたちが、「自分たちはこれから新しい学校をつくっていくのだ」というモチベーションといいますか、気持ちを高めていかないと、ただ単に形だけ交流すればいいのではないかというふうになってしまいます。その辺については十分丁寧にやっていく必要があるかなと思います。

もう1点は、それを進めていくためにも、現在、二つの学校、三つの学校で仕事をされている先生方の気持ちもきちんと一つにしていかないと、子どもたちの教育活動にはね返ってこないかなと思いますので、そのあたりは統合委員会の設置も含めて丁寧にやっていきたいと思っています。

#### 高木委員長

我々としては、今後、再編後の新たな中学校区を一つのユニットとして、連携教育もやっていただくのですけれども、いろいろな施策をやっていきたいという考え方があるわけですから、例えば、統合がないにかかわらず、同じ中学校区の中の小学校は、交流を無理のない範囲というか、その交流自体が目的ではなくて、いろいろな形でしていく形になると思います。ただ、その過渡期においては、組み合わせもちょっと不均衡があったりというのはあるかと思うのですが、この再編計画の【案】がとれて、実行プロセスに入ってしまったときには、そこを具体的に現場の先生方のご意見を聞きながら進めていく必要があるかなと思います。

#### 飛鳥馬委員

大体同じような意見ですけれども、前期のときにも、再編計画を発表したり、あるいは再編の途中でも、こういう意見は特に保護者の方からも結構聞きましたね。小規模校は吸



収されてしまうみたいな、「そうではないですよ」ということを随分言って、対等統合といえますか、同じように統合するのですと。そういうことで、新しい学校ができるということを随分丁寧に言ってきましたが、やはり気持ちの問題として、「人数が少ないんだよね」とか「ちょっと元気ないんだよね」と。それはずっと言われていたと思うのです。それを解消するために、今皆さんが言われたようなことで、交流をなるべくたくさんやるとか、指導室長のほうにも要望が来ていると思うのですけれども、両方の学校の先生方の配置をうまくバランスをとってほしいとか、いろいろな要望がありますので、そういうことを一つ一つ丁寧に実施していくというか、あるいは、子どもたちや保護者の皆さんにもそのことを理解してもらいながら進めるということになるのだらうと思います。前期もそうやってきましたけれども、今回もより丁寧にそういうふうやっていくことになるのだらうと思います。

教育長

今回、【案】ということでまとめさせていただいて、まだ決定ではないのですけれども、政策決定過程の最終段階に来たということ。最終的に、パブリック・コメントを経て、教育委員会として再度議論をして計画としてまとめていくという段階になったのですけれども、今の議論もそうですが、この計画を【案】という形でまとめたからといって、この再編にかかわる全ての課題が私たちの中で議論して解決しているということではなくて、最終的にそれぞれの学校が再編統合していく過程でもいろいろ議論していかなければいけませんし、ここに盛り込まれている中でも、個別に統合委員会の中で議論すべき課題もあったり、あるいは、再三言われていますように、庁内で議論すべき課題もあるというようなことでして、私たち、この【案】をまとめていく段階でいろいろ議論にあったことというのは引き続き教育委員会の中でも適宜議論したり、今後、統合委員会というような形になったときには、この議論を踏まえて統合委員会の中でも話し合っていたかというようなこともありますので、そういう意味では、これで最終段階ということではなくて、引き続き課題として議論していく必要があるということは確認させていただきたいと思います。

山田委員

今の教育長の発言は非常に重いと思うのですね。方向性はきちんと示しましたよということでもありますけれども、今後、設定されるであろう統合委員会を始め、地域とともにある学校ですから、地域での意見などもきちんと吸収して、子どもたちのためにということであれば、それは取り入れていくという方向性だと思うのですね。

例えば、前期の計画の中で、せっかく統合したのだけれども、改修工事が続いてしまつて、いい環境が整わなかったことに対して、今まさしく、新しく学校になった中野中学校は仮校舎として校舎の改築後に引っ越していくというような過程を踏んでいるわけですね。そのことも前期の一つの反省に立ったやり方。ですから、そういったフレキシビリティが非常に大切だと思いますので、今後ともその点よろしくお願ひしたいと思ひます。

<協議事項>

高木委員長

それでは、協議事項に移ります。

協議事項、「教育委員会に対する陳情について」の協議を行います。

事務局から説明をお願いします。

副参事（学校再編担当）

それでは、学校再編計画にかかわる陳情を2件受理しておりましたので、その説明をしたいと思ひます。

1件目は、昨年11月28日付の「第三中学校の廃校をやめてください」というものです。こちらの趣旨は、区立小中学校の再編計画の素案を見直し、第三中学校の廃校をやめてくださいというものです。

この陳情についての考え方でございますが、学校再編は、よりよい教育環境を確保していくために行うもので、学校再編計画の改定に当たっては、適正な規模の学校の確保、それから小・中学校の通学区域の整合性を図ることを大きな柱に協議を重ねてきました。三中と十中の統合については、一定規模の学校を確保するためには避けられないものであるとともに、統合新校の位置については、校地面積や校舎の状況、通学距離などを総合的に判断して十中の位置に決めたものです。その結果を【素案】としてまとめたものであり、陳情の趣旨を受け入れることは難しいと考えております。

2件目は、昨年11月30日付の「中野区立小中学校再編計画（第2次）【素案】について」というもので、趣旨は、学校再編計画は地域住民の理解や協力を十分得た上で決めてくださいというものです。

この陳情についての考え方でございますが、こちらも学校再編はよりよい教育環境を確保していくために行うものです。学校再編計画の改定に当たっては、適正な規模の学校の確保と小・中学校の通学区域の整合性を図ることを大きな柱に協議を重ねてまいりました。その結果を【素案】としてまとめたものでありまして、【素案】に基づいて地域での意見

交換会、関係団体への説明といったことを行って、区民と教育委員が直接意見交換をする機会も設けました。そして、教育委員会で協議を重ねてきたものです。学校再編計画について、全ての住民の理解を得ることは難しいと考えますが、今後とも地域住民の皆さんの理解や協力を得るように努めてまいりたいというものです。

それから、昨年11月16日に収受いたしました新山小学校のPTA会長名による文書への回答です。こちらは、陳情という扱いではございませんので、これまで教育委員会におきまして学校再編計画の改定について協議をいただいたことに沿って教育長名により回答することを考えております。また、1月18日に開催した区民と教育委員の意見交換会の後、教育委員会へ提出された東中野地域からの質問——これは1月25日に受けておりますけれども、これにつきましても既に教育委員の皆様には情報提供しております。この質問状についても、これまで教育委員会におきまして学校再編計画の改定について協議をいただいたことに沿いまして文書で回答することを考えております。

説明は以上でございます。

高木委員長

ただいまの説明につきましてご質問、ご発言がありましたらお願いいたします。

大島委員

陳情につきましては回答するということになっているわけですが、今おっしゃられた東中野地区に関する陳情、それから、先日の質問に対する回答、そういうものは、一度事務局のほうで案をつくっていただいて、またそれを我々が協議する、検討するというような手順になるのでしょうか。

副参事（学校再編担当）

陳情につきましては、ただいま私のほうで考え方を説明いたしました。きょうここで協議をしていただきまして、協議が整いましたならば、その整った協議に従った形で回答文のほうを作成してお答えしようと考えております。

それから、質問状等につきましては、既に教育委員会の中で学校再編計画の協議を進めてきていただいておりますので、その考え方に沿った形で回答文のほうを作成してお答えしようと考えております。

高木委員長

今事務局のほうから説明があった2件の陳情に対する考え方というのは、今まで教育委員会で議論していたことをほぼまとめたような内容なのかなと思っております。また、区

民の方と教育委員の意見交換で我々が回答したこともほぼ同じような形で、陳情者の方のご意向にはちょっと沿っていないかなと思うのですが、我々としては、小学校、中学校の少子化。昭和30年代のピーク時と比べると、中学校でおよそ5分の1、5分の4が減少した。小学校がおよそ4分の1、4分の3が減っている。教育の質の維持・向上を考えると、学校再編はどうしても不可避である。ただ、数合わせということではなくて、今後、中野区の学校教育をよりよくしていくために、中学校区を単位として、連携教育ですとか、そういったことに力を入れていきたい。そういったことをやっていかないと、築50年を経過した校舎の建て替え等もなかなか計画が立たない。

確かに、「何で東中野ばかり」ということに関しては、「理詰めでいくとこうなってしまうんです」という回答しかできないのですけれども、そこは教育委員会としては、「こういう結論にしました」というご説明をするしかないかなと私は思っております。

あと、新山小学校のPTA会長からの文書の質問に関しては、教育長名で回答ということによろしいかなと私は思っているのですが、教育委員会の中でも幾つか、これはこういう考え方なのかなという確認はしたと思います。例えば、「借地のほうが一般的にはコストメリットがあるんじゃないですか」というご質問がありましたが、それに対しての我々の回答としては、「民間の場合は、借地にすると、その借地料が損金に計上できる」とか、「固定資産で持ってしまうと税金がかかるというメリットがあるのだけれども、我々、学校法人とか地方公共団体の場合は税金を払うわけではないし、借地の場合は賃料がかかる、建て替えの場合は承諾料がかかるというデメリットはあるのだけれども、メリットはありませんよ」というのを丁寧にお答えする必要があると思います。

また、特に指定校変更の件は、出せる数字はどの辺かわかりませんが、やはり指定校変更が適正に行われていないので、新山小学校が小規模化しているというご理解をされていると思うのです。そこはきちんとご説明して、一定のルール範囲内できちっとやっていますと。新山小学校からほかの学校に行っているお子さんも確かにいますけれども、同じように、逆のパターンもあって、それが原因で小規模化しているわけではありませんというのをしっかりご説明してあげる必要があるのかなと思っております。

大島委員

それと、東中野地域の方からの陳情というのがたくさん出ているわけですが、それに対する回答の際にも、今、委員長がおっしゃられたようなことで、我々の再編に対する考え方、中野区全体のことを考えると、理詰めでいって、どうしても三中の場所にある

学校ではなく、ほかのところに統合新校をとることになってしまったことについての理由といたしますか、それも丁寧に説明をするということが必要かと思っておりますので、回答の際、そういう丁寧な回答ということをお願いしたいと思っております。

東中野地域の方がおっしゃっていることは心情的にはすごくわかるのですが、今言いましたように、中野区全体としての再編計画なので、結果的にこの地域から学校がなくなってしまうということになってしまったのですが、それについてはご理解をいただきたいと言うしかないと思うのです。そういうことで、納得はなかなかしていただけないと思うのですが、教育委員会として精一杯協議したというようなことはわかっていたような回答になればいいかなと思っております。

山田委員

私たちも、いろいろな場や説明会に出たときにも、統合再編する該当した学校が何か悪いわけではなくて、その学校はそれなりの特色を生かしたすばらしい教育活動を今もやっていることは、私たち教育委員だけでなく皆さん認めていることではあるのですが、今回の統合再編に当たって、子どもたちにとってよりよい教育環境を整えるという大きな命題の中で、中野区全体を考えて再編計画の議論をしてきたという、そこを理解していただくことが一番大切ではないかと思うのです。小規模化しているからそれが悪いわけでもないし、ただし、ある一定規模のほうが望ましいということの結論に達しているということが大きなところではないかと思っております。新山小の皆さんのご意見も、そういったことがもう少し理解いただければ納得いただけるのではないかと考えています。

陳情書に対してはきちんと回答するということがよろしいかと思っておりますし、質問状に対しては「教育長」のお名前できちんと回答するということが基本姿勢はそのとおりだと思います。

よろしくをお願いしたいと思っております。

飛鳥馬委員

私も同感です。今、私たち、この再編計画を議論しているわけですが、もしこの時期に再編計画をしないで、このまま10年、15年過ぎたと考えますと。人口はどんどん減ってきますので、東京といえども、もう何年でもなく人口減少の状況が出てくるというデータが出ていますよね。関東では、千葉が減少期に入っているのでしょうか。東京が一番遅いかもしれませんが、地域差もあると思います。いずれにしても、そういうふう子どもたちが減っていく。そして、なおかつ、校舎が老朽化して古くなっていく。そういう状況を

10年、15年ほうっておけないという感じがするのですね。やはり今のうちに早目に計画を立てていかないといけないのだろうと。それがあから、やみくもに再編すればいいということではなくて、中野の子どもたち全体の教育のレベルを維持するというか、むしろレベルアップをしたいと。それを機会に、何回も言われているように、ある程度の学校の規模が必要であるとか、小中学校の連携であるとか、通学区域の整合性をとりましようとか、子どもたちの教育を質的に少しでもレベルアップするような形で総合的に考えています。そういうことを考えると、この時期にこういう計画を出す方がいいのではないかと思います。

高木委員長

それでは、事務局は、本日の協議結果を踏まえてそれぞれ陳情者に通知してください。また、事務局より説明のありました要望書等についても回答をお願いいたします。

<報告事項> (続)

高木委員長

それでは、報告事項に移ります。

<委員長、委員、教育長報告事項>

高木委員長

まず、委員長、委員、教育長報告です。

私から、1月25日の第3回定例会以降の主な委員の活動について一括して報告いたします。

1月25日金曜日、平成24年度中野区立小学校長会学校経営研修会。大島委員と田辺教育長が出席しました。

1月28日月曜日、中野区立小学校PTA連合会新年会。私と教育長が出席しました。

私からの報告は以上です。

では、大島委員。

大島委員

私は、今、委員長のお話にありました1月25日の小学校の校長会の学校経営研修会という研究発表に行っていました。これは毎年行っているもので、小学校の校長先生たちも学校経営に必要なことについていろいろ研修をしていらっしゃるということです。その研修の結果を発表すると同時に、四つのテーマがあるのですけれども、四つの分科会に分かれて、そこで議論し合うというような会でした。

四つのテーマというのは、防災教育のこと、若手教員を育てること、食育のこと、学校評価に関すること。こういうことで、校長先生たちは日々のお仕事で忙しい中で、また、研修というか、そういう勉強をなさるといのはなかなか大変なのに、よくやっぴらっしゃるなと思ったのです。ですけれども、別の面から言うと、今言った防災ですとか、若手の育成ですとか、食育、学校評価、いずれも校長先生の学校経営にとっては大変重要なことなので、ある意味、自分たちにとって必要な知識をさらに自分たちで深めるということで、実際の学校経営、実践に役立つという研修でもあるというふうには言えるかと思ひます。そんなこともあつてか、先生方もまさに自分の問題というふうにお考えのようひ、大変熱心ですし、四つに分かれての分科会でも、私はたまたま学校評価についてのブロックのところをちょっと傍聴させていただいていたのですけれども、大変熱心に議論がされてひて、昔の学校評価はこうだったのだけれども、そういうのはいけないというような反省もあつて、今はこんなふうにはしているとひ、各校の例をいろいろ話し合ったりして、多分、先生方にとつても大変有益な時間だったのではないかと思ひました。

以上です。

高木委員長

山田委員、お願いいたします。

山田委員

私は、1月26日の土曜日、東京都並びに子育て応援とうきょう会議というのが主催しました「子供未来とうきょうメッセ2013」という催しが東京国際フォーラムで開かれまして、そこに参加しましたし、午後3時から中野区医師会がそのセミナーとして、医師会が地域で取り組んでいる子育て支援ですとか、重症心身障害児に対してのアンケートについて40分程度の講演を行いました。当日は、朝からの催しで、6,000名ぐらいの方が参加されたということで、会場の中にはブースが構えられてひまして、例えば児童虐待に関する取り組みをされている虐待全国ネットワークですとか、そういった方たちも参加してひますし、病児・障害児に対する支援としての病児保育ですとか、そういった方に対して絵本を提供するとひ、そういった方たちのブースも出てひまして、いろいろな方たちがその中で取り組みをされておりました。

大きなステージでは、尾木直樹先生の講演がありましたひ、アンパンマンショーなどがありまして、かなり盛り上がつてひました。今回で3回目ということで、私の医師会も初めて参加しましたけれども、子育てということで一緒に勉強させていただきました。

私からは以上です。

高木委員長

飛鳥馬委員、お願いします。

飛鳥馬委員

特にありません。

高木委員長

教育長、お願いします。

教育長

特にございません。

高木委員長

各委員からの以上の報告につきまして、補足、質問等、ご発言がありましたらお願いいたします。

山田委員

大島委員が行かれた小学校の校長先生の研究会の中で、防災のことが出ていたと思うのです。3.11から1年10か月ほどがたったわけですけれども、一説によると、首都直下型地震もいつ来るかわからないような啓発がされているわけです。今の時点で学校として防災に対してどのような取り組みを具現化されているのか、今の状況のお話があれば聞かせていただきたいと思います。

といいますのは、どんなときにどのような状態で発生するかわからないわけで、前回のいろいろな教訓もあったかと思うのですけれども、どのようなことをされているか、もしおわかりになれば教えてください。

指導室長

3.11以降ということで、学校としては非常に重要な課題としてまず受けとめています。具体的なことなのですけれども、東京都のほうで「3.11を忘れない」という副教材をつくりました。これは実際に東北のほうに取材に行ったような資料もたくさんあって、過去、日本がこうむってきた災害を全部縦に並べて、そこから教訓的に学ぶことというのがあると思うのですね。それを子どもたちにきちんと伝えるということが必要です。例えば、地震が起きたらどうするかということは、日常の避難訓練等で行っているのですが、防災の視点で見たときに、日ごろの生活をどういうふうに改善するべきだとか、家族でどういう約束をしたほうがいいだとか。それから、起きたときに、例えば中学生であればかなり戦



力となりますので、自分たちはどういうふうに社会に貢献していくのかとか、それを総合的に捉えた副読本、かなり厚いものがあるのですけれども、それを小学校、中学校で防災教育として位置づけているというところが3.11以降大きく変わった点だろうなと思います。まだこれは始まったばかりですので、これをきちっと重ねていく必要があります。東京都のほうも、発災直後にその副読本をつくったのですが、来年度に向けてその改定をしています。改定をした中では、新たな要素も加えて、これを浸透させていくということをやっています。

それから、区内の具体的な例では、既にご案内かと思いますが、中学校では防災隊などをつくって、そして軽可搬ポンプ訓練とかも参加校がふえているような状況で、区教委としてはぜひ全校に広げていくようなことで、意識とともに実効的な取り組みにつなげていきたいなと思っています。

山田委員

ありがとうございました。学校の中で取り組まれている防災教育もありますけれども、それがまた発信をして、地域でとか、家庭でということになるかと思うのです。そういった連携をしていく。要は、その場で自分でジャッジメントできるようなことを訓練するというか、そういうことを日ごろから位置づけていくということが大切だと思うのですけれども、そういった取り組みをどんどんしていくということで理解してよろしいでしょうか。

指導室長

例えば地震の訓練のときに、今までは「今、地震が発生しました」というような流れで指示をして、子どもたちは行動していたのですけれども、緊急地震速報を活用した訓練もありまして、急にポンと入る。その緊急地震速報を聞いたときに、自分たちとしては何をどういうふうに動かなければいけないかということで、予告してストーリーの中で動くのではなくて、いつ来るかわからないものですから、より実践的な訓練に形態が少しずつ変わってきていると思います。

山田委員

ありがとうございました。

高木委員長

たしか、第七中学校が研究で防災がテーマで今やっていると思うのですね。私も学校公開のときにちょっと見に行って、DVDを見たり、軽可搬ポンプの演技指導とかをやっていましたので、そこの発表のときに、区内のほかの中学校等に発信していけるのかなと思

います。そこでお話があったのは、中野区は住宅街ですから、昼間は、成人男性は自営業の方以外は皆さん区内にいないのではないかなど。そうすると、中学校2、3年ぐらいの男子生徒というのはパワーの面では非常に使える素材なので、そこをうまく生かしていくことが区の防災としてもすごく意味があるのではないかということをお話していました。

あと、私、実は沼袋駅周辺まちづくり検討会というものに所属してまして、1月27日は沼袋まち歩きというのをやったのです。3グループに分かれて、私、「防災を見て歩く」というグループの班長をして、地元の方10人ぐらいと歩きながら、防火水槽ですとか消火栓を見たりして、その避難経路とかの確認をしていったのですね。

沼袋駅周辺まちづくり検討会というのは、沼袋一・二・三・四丁目と江古田四丁目が主体になっているのですが、実はその中には現存する区立小・中はないのです。沼袋小学校が校地としては廃止になってしまったので。平和の森は、町会の子どもは通っているのですけれども、外。緑野小も江古田小学校も町会としては三ですね。外なのですね。ですから、沼袋小学校の跡地がどうなるか非常に興味があるというお話がありました。

山田委員のご指摘もごもっともだと思います。

<事務局報告事項> (続)

ほかにご発言がないようでしたら、残る事務局報告に移ります。

まず、事務局報告事項の1番目、「平成24年度事業見直し内容について」の報告をお願いします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは、平成24年度事業見直しの内容につきまして、お手元の資料によりご報告をいたします。

「平成24年度事業見直し内容（案）」につきましては、昨年11月30日開催の第38回教育委員会定例会でご報告をさせていただいているところでございますが、その後、区民と区長の対話集会や電子メール等による意見募集、関係団体等への説明の際に出された意見等を踏まえまして、事業の見直し内容が決定されておりますので、このうち、教育委員会関係の事業見直し内容についてご報告をいたします。

教育委員会の所管分は、2ページ中段の「中野区教育振興会補助」のみでございます。中野区教育振興会補助の見直しは、（案）からの変更はございませんが、平成25年度から3年間で段階的に補助金を減額し、その後の補助の必要性については、3年を経過した時

点で新規事業の創設や効率的な運営の工夫など、自立的な運営に向けた取り組みの経過を踏まえて改めて検討することになっているものでございます。

次に、『平成24年度事業見直し内容（案）』、『平成25年度予算の主な取り組み（案）』に関する区民等の意見募集の結果について」という資料の1ページをごらんください。

「平成24年度事業見直し内容（案）」等につきましては、昨年12月10日午後7時から、区役所で区民と区長の対話集会を行いました。また、昨年11月26日から12月17日までの間、区民から意見募集を行ったほか、関係団体等に対して説明し、意見を伺っているところでございます。

その結果を一覧表にまとめたのがお手元の資料でございます。まず、1「対話集会（意見交換）の実施状況」でございます。(2)「意見等の概要」について、教育委員会関係のみご説明をいたします。

2ページの②『平成25年度予算の主な取り組み（案）』に関するもの」のNo.1「図書館サービスの拡充」について。区民から「図書館の会議室等を開放して、受験生の自習室として提供してほしい」などの意見がございました。

次に、3ページをごらんください。2「意見募集期間における意見・質問等の受付状況」について、教育委員会関係の意見等の概要についてご報告をいたします。

まず、意見・質問等の受付状況でございますが、(1)「件数」に記載のとおり、電子メール、郵送、会議などでの意見聴取等によりまして合計で52件のご意見をいただいたところでございます。(2)「意見等の概要」のうち①『平成24年度事業見直し内容（案）』に関するもの【事業ごとの意見】については1件のご意見をいただいております。No.4の「中野区教育振興会補助」について同会からご意見をいただいたところでございます。

次に、資料の6ページをお開きください。②『平成25年度予算の主な取り組み（案）』に関するもの【事業ごとの意見】については、4件のご意見をいただいております。

まず、No.3「中野中学校新校舎整備」については、校庭整備の時期に関するご意見をいただきました。

次に、7ページでございます。No.7、No.8の「図書館サービスの拡充」につきましては、新しい蔵書の購入等、サービス向上に関するご意見、及び、指定管理者導入を契機とした産業活性化に向けた新しい取り組みに関するご意見をいただいたところでございます。

No.10「区有施設耐震改修」につきましては、学校再編計画で対象となっている学校の耐震改修についてのご意見をいただいたところでございます。

次に、8ページをごらんください。③『平成25年度予算の主な取り組み(案)』に関するもの【その他の意見】につきましても、1件のご意見をいただいております。No.1「特別支援教室」について、発達障害を抱える児童・生徒に関するサポートについてのご意見をいただきました。

以上のご意見に対する回答は、区の見解・回答欄に記載のとおりでございます。

ご報告は以上でございます。

高木委員長

質問がありましたらお願いいたします。

大島委員

図書館についてのことで、「使用していない会議室等を開放して、自習室にしてほしい」という意見があって、「受験勉強目的の自習室の提供は考えていない」という回答なのですけれども、使用していない会議室というのは実際にあるのですか。

副参事(知的資産担当・中央図書館長)

図書館の会議室としましては二つございますが、これは、職務上の打ち合わせのためにございまして、事務局の専用部分の中にございまして、一般の方の立ち入り禁止区域内にございまして、事業の打ち合わせなどにも使っておりますし、これをこのような形で使うというのは事実上不可能であると考えております。

飛鳥馬委員

「事業見直し(案)」の4ページの11番に、「キッズ・プラザ業務委託」についての区民からの意見と回答が出ていますが、この意見のほうがちよっとわからないのです。区が進めていることに対して、「学童クラブの質の低下や廃止はやめてほしい」ということを言っているわけですが、廃止とか、この辺のところがよくわからないということがあります。今までキッズ・プラザとクラブが別々であって、別々にやってほしいと言っているのか、具体的に何なのか。それから、キッズ・プラザの中にクラブがあるということを考えると、職員の数のことも言っているのかどうか。両方で1か所、職員5人とかいうのはそれに該当するのかわかりませんが、いずれにしても、意見の意味がちよっとわかりにくいのです。何かわかったら教えてください。

副参事(学校・地域連携担当)

ここでのご意見でございますけれども、キッズ・プラザのほうでは、放課後の遊び場の機能と学童クラブの機能ということで両方一体的に運営しているところでございますが、

一般的に言いますと、学童クラブは、やはりお約束という形で、一応毎日通っていただくというのが基本でございます。ある程度高学年になりますと、学童クラブのほうは退会されて、キッズ・プラザという形の、遊び場機能としてお使いになりたいときだけお使いになるみたいな、そういった移行をされていくような児童もいらっしゃいます。そういった意味で、3.11以降でございますけれども、学童クラブで放課後の保護に欠けるということがございますので、利用をなさっている児童がちょっと少なくなっているのかなという実態もございます。そういった意味で、遊び場機能のほうへ誘導はしないでほしいと。私も、しているわけではございませんが、そういったご意見があったというところでございます。また、委託に伴って、学童クラブ自体の機能の低下はしないようにしてほしいと。そういったことで、ここでは意見が寄せられているというふうに考えてございます。

高木委員長

私の下の子は小学校4年生なのです。妻は働いていませんので、学童クラブには入っていません。そうすると、うちの子どもはキッズ・プラザには行けるのだけれども、学童クラブには入れないのです。そうすると、一緒に所属しながら、学童クラブの友達としか学童では遊べないのです。キッズ・プラザのほうだとほとんどの友達と遊べてしまうので、キッズ・プラザとしては誘導していなくても、学年が上になるに従って、「そちらのほうでみんなで遊ぶんだ」的のところになるのかなという気はします。

大島委員

私の娘が小学校へ行っていたときは学童に行っていたのですがけれども、3年生までというふうに言われていたので、中野の小学校はみんな、学童に入れるのは3年生までと。4年になったら学童は卒業してしまうというふうなシステムになっているのだと思っていたのですがけれども、今はどうなのでしょう。

副参事（学校・地域連携担当）

今、大島委員がおっしゃったとおり、基本は3年生までということになってございます。ただ、特別な支援が必要なお子様に関しましては、ご申請があれば6年生までというような形で進められております。

飛鳥馬委員

今の質問に区が答えているところで、「それぞれの機能を明確にしつつ、一体的な運営を行えるように委託を行う予定である」と書いてあります。そうすると、今、制度的には別のものではありますが、子どもの実態から言うと、子どもはそんなのは余り関係なく、友

達がいれば遊ぶわけですから、「私、クラブだよ」「私はキッズだよ」とか、そんなことはなくて遊んでいるので、それこそ、制度上は別々なのですけれども、子どもの交流は一体的になる場合がある、そういうことを言っているのでしょうか。

副参事（学校・地域連携担当）

今ご指摘のとおりでございます。ただ、おやつ時間とか、そういうのは学童クラブの機能でございますので、その場合は学童の子たちでおやつをいただくというような時間帯がございますけれども、あとは一体的に遊ぶということで機能してございます。

飛鳥馬委員

わかりました。

山田委員

一番後ろの8ページに「特別支援教室」についての区民からの意見が出ておりますけれども、これによると、「発達障害児に対するサポートを加えてほしい」というような意見だと思っております。この回答については、学校での取り組みはある程度出ているかと思うのですが、要は、学校が終わった後の取り組みについて区はどのようなことを考えているのかという意見ではないかなと思っております。要するに、放課後のサポートについてどのようなことを考えているか。障害者自立支援法の改正もあるので、その辺について区としてはどのような施策があるのかという回答になるべきだと思いますけれども、その点はいかがのでしょうか。

副参事（特別支援教育連携担当）

申しわけございません。こちらのところでは学校での生活ということでご回答しておりますが、区としてただいま検討しておりますのは、例えば、わかみやクラブというところに区の補助金を出して、江古田四丁目で中学生・高校生の放課後事業をやっているというところがございます。また、法内になりましたので、今、民間事業者が区内の中でも4か所ぐらい独自で事業をやっているというようなこともございます。より一層事業を進めるという上でも、来年度以降、緑野小学校のたんぼぼ学級の跡を利用して、放課後デイサービスを拡充していくというようなことで予定をしております。

そういった予算につきましては、教育委員会の所管ではございませんが、区長部局の支えあい推進室のほうで設計等の予算を計上の予定であるというようなところでございます。

山田委員

子どもにとっては、学校も地域もということで、情報もある程度共有しながらというと

ころで、その子のためにということの運営が必要だと思しますので、ぜひ連携のとれた取り組みをこれからもやっていただければと思います。

高木委員長

昨年の1月に特別支援教育の方針をまとめたのですが、方針でとまっていますので、やはり具体的にこういうことをやりますというのを区民の方にお示ししないと、やっているという実感を区民の方に持ってもらえないですね。なので、次のプロセスとしてはそういうことが必要なのかと思います。

次に、事務局報告事項の3番目、「法務省矯正研修所東京支所の移転予定について」の報告をお願いします。

副参事（子ども教育施設担当）

私のほうから、法務省矯正研修所東京支所の移転予定につきまして、先般、法務省から情報提供がありましたので、口頭でご報告させていただきます。

法務省の説明によりますと、法務省矯正研修所東京支所の移転先であります立川基地跡地地区の（仮称）国際法務総合センターにつきまして、建設予定地内の絶滅危惧種であるオオタカを保護する観点から、伐採等、工事工程を見直す必要が生じたことなどから、竣工時期が平成27年度から平成28年度の予定に変更になったということがございます。そのため、矯正研修所東京支所が移転するのは平成28年度になる予定でございます。

これに伴いまして、平和の森小学校の新校舎建設でございますが、建設工事に2か年を要しますことから、新校舎への移転時期は平成31年度以降になることが想定されます。

私からの報告は以上のとおりでございます。

高木委員長

質問がありましたらお願いいたします。

飛鳥馬委員

オオタカがいるということですが、もうちょっと詳しい情報というのはあるのでしょうか。何羽ぐらいいるとか。つまり、それが1年、2年で解決するのか。流山市の「おおたかの森」みたいにずっと保護しなければいけない地域に指定されてしまうと、移転できなくなってしまうので、情報がよくわからないのです。そういうことがどうなるのかが非常に難しい判断だと思うのです。環境とか、生体生息というか、そういう資料がないかなと思うのですけれども。

副参事（就学前連携教育担当）

オオタカが具体的に何羽いるかというのはちょっとわからないのですが、今、全国的に2,000羽ぐらいいるといえる話なので。昭島地区の国際法務総合センターのところにそんなに多くはないと思うのです。要は、営巣している状況が確認されているということなので、基本的には保護地区を計画の中で設ける予定なのです。5.6ヘクタールの保護地域を設けて、そこにオオタカの営巣、いわば巣づくりがそこで行われることを作業としてやっていっている最中だということらしいです。

大島委員

ちょっと基本的なことを伺いたいのですが、この矯正研修所東京支所のある場所については、中野区と国との間で売買契約とかいう契約、つまり、所有権を移転してもらえんという約束というのは正式にできているのでしょうか。ただ、引き渡してもらえん時期がいつになるかというだけの問題なのか。あるいは、そういう移転が終わった後で中野区のほうに譲り渡してもらえんかどうか協議を始めるということなのか。その辺のところを教えてください。

副参事（子ども教育施設担当）

今の話ですが、用地取得の確約というところはまだですが、基本的には用地の取得というのは先の話ですので、今はその段階ではないです。今、情報提供で、矯正研修所が移りますので協議していきましょと、今の段階はそんなところがございます。

大島委員

売買契約をしない、まだ何の契約もないというと、その土地に事実上の権利もない、一般的にはそうでしょうけれども、中野区と国というような関係においては、そういう協議を進めているということ自体で、いずれは中野区に渡しますよということで、双方の政策として進めているというふうに理解してよろしいでしょうか。

教育長

国有財産を売却する場合は、土地ですが、まず地元自治体が優先的に交渉していくというルールがあります。ですので、法務省の研修所が移転をするということが決まった時点から、この教育委員会でも議論したと思いますけれども、平和の森小学校の跡地として区として買収といいますか購入の意思を表明していますので、大島委員が心配するような契約ということではないのですが、そういうことで区は学校用地として購入しますよという意思表示をしていますので、今回も、いついつまでに移転になる予定だというような情報提供があったりというようなことでした。国有財産の売却のルールにのっと



って協議を進めているということです。

山田委員

この移転が、1年延ばされ、また1年延ばされという状況の中で、前期計画の統合再編  
での土地ということで動いていたわけですがけれども、入学を予定している保護者に対し  
て懇切丁寧な説明といたしますか、非常に苦慮するのではないかなと思うのです。「本当に  
あと1年なんですか」という、その辺の見極めというのはなかなか難しいのではない  
かなと思うのです。今のオオタカの問題も含めて、なかなか悩ましい問題かなと思うのです  
けれども、とりあえず移転を待つしかないというところですかね。

教育長

今回の情報提供も、平成28年度以降ということなのですね。多分、平成28年度には一生  
懸命努力はされると思うのですけれども、今言ったような自然相手の工事ということでも  
ありますので、私たちとしても非常に苦慮しています。ただ、委員も、平和の森小学校の  
状況はご存じのように、教室の数も目いっぱいということになってきていまして、来年度  
の入学予定者の状況を見た上では、平和の森小学校の中で対応はできるのですけれども、  
やはり教育活動が大分窮屈になるようなことも想定されますので、教育委員会としては、  
できる限り施設的な対応をしたい。新しい学校に行くまでは我慢しろということではなく  
て、教室の確保だけではなくて、教育環境全体の環境の向上ということについては、期間  
もちょっとありますので、できる限りのことはさせていただきたいということで、これか  
ら保護者の方やPTAに丁寧に説明していきたいと思っています。

高木委員長

平和の森小学校が、平成24年度の児童数だと560人で17学級、区内最大です。先般、地元  
の新年会でちょっとお会いしたときに、「今、1年生は35人が3クラス、来年は4クラス  
になるかもしれない」みたいな話があって、「1クラス増ぐらいであれば何とかいけるの  
だけれども、18を超えてしまうとやはりきついですね」というお話。もともと校庭がそん  
なに広い学校ではありませんので、法務省の跡地にすばらしい校舎を新しく建てることは  
もちろん重要なのですが、こう延び延びになってしまうと、教育長からお話があったよう  
に、今のところをとこのを教育委員会が学校と協議して、何かやらないとちょっときつ  
い。山田委員がおっしゃるように、地元の方にちゃんと説明をしていかないとなかなかご  
納得いただけないかなと思います。

ほかに報告事項はありますか。

副参事（子ども教育経営担当）

ございません。

<議決案件>

高木委員長

それでは、議決案件の審議を行います。

<日程第1>

高木委員長

日程第1、第4号議案「平成24年度中野区教育委員会表彰表彰状被表彰者の決定について」を上程いたします。

<非公開の決定>

高木委員長

ここでお諮りをいたします。

本件は人事案件となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書きの規定に基づき、会議を非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高木委員長

ご異議ございませんので、非公開とすることに決定いたしました。

恐れ入りますが、傍聴の方は会場の外へご退場をお願いいたします。

（傍聴者退場）

（以下、非公開）

高木委員長

それでは、議案の説明をお願いいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは、第4号議案「平成24年度中野区教育委員会表彰表彰状被表彰者の決定について」、ご説明をいたします。

本議案は、中野区教育委員会表彰規則に基づいて、平成24年度の表彰状の被表彰者の決定を行うものでございます。年1回の表彰でございますので、中野区教育委員会の表彰制度について若干ご説明をさせていただきます。

この表彰制度でございますが、中野区の教育・文化の振興・発展に関し、功労のあった方を表彰することを目的とするものでございます。参考資料の「中野区教育委員会表彰基準」をごらんいただきたいと思います。表彰の種類としては、表彰状、感謝状、褒状、賞状の4種類がございます。このうち賞状については、委員会が主催又は共催する行事において優秀な成績をおさめた方に随時賞状をお渡ししているものでございます。これに対して、表彰状、感謝状、褒状につきましては、年1回、表彰の機会を設けているものでございます。

本議案にかかる表彰状被表彰者、表彰候補者の選定過程等についてご説明をいたします。

昨年10月下旬に、区立の幼稚園、小・中学校、区内の国立・都立・私立の小・中学校、高校に対しまして推薦依頼を行いまして、昨年12月3日に推薦の受付を閉め切った後に、本年1月8日に表彰推薦審査会を開催してございます。表彰推薦審査会の構成は、事務局から次長、副参事、小学校長会の副会長、中学校長会の副会長の校長の方となつてございまして、各学校等から推薦された内容につきまして推薦基準に合致しているかどうか審査を行いました。この審査会の審議を経まして、感謝状と褒状については既に教育委員会事務局次長が決定しているところでございます。表彰状につきましては、教育委員会の決定を行うものと定められてございますので、本日議案として提出させていただいたものでございます。

被表彰者の一覧をごらんください。1番目から4番目までの4人の方々は、表彰状の表彰基準5「その他教育委員会が特に必要と認めたもの」に該当するものでございます。例示の欄にございますように、中野区立小学校長会、中学校長会の会長、小学校と中学校のPTA連合会の会長の方々でございます。

5番目及び6番目の二人の方々は、中野区スポーツ推進委員として多年にわたり地域に

おける社会体育の普及・振興に尽力された方々でございまして、いずれの方も、表彰状の表彰基準の3「10年以上社会教育活動に尽力したもの」に該当するものでございます。

13番目の方を除きます7番目から15番目までの6人の個人及び二つの団体の方々につきましては、表彰状の表彰基準4「教育委員会が認めた大会・行事等で優秀な成績をおさめたもの」に該当するものでございます。この基準の例示の欄にございますように、「地区・全国レベルの大会、競技会、コンクールなどで3位以上、またはこれに匹敵する成績をおさめたと認められるもの」に該当する個人及び部活動の団体でございます。個人の方では、7番目の御給さん以下、ごらんの6名の方々を候補者としてございます。団体では、東亜学園高等学校の女子フェンシング部と、同校の男子バレーボール部の2団体を候補としてございます。

13番目のポッター英実里さんでございまして、高校生平和大使として国際的な平和活動に尽力され、広く顕彰するに値する功労があったことから、表彰状の表彰基準5「その他教育委員会が特に必要と認めたもの」に該当する候補者でございます。この点、若干説明いたしますと、高校生平和大使派遣委員会が主催する核兵器廃絶を求める署名を高校生から集め、スイスのジュネーブにある国連欧州本部に届けたほか、国連軍縮会議で平和を願うスピーチを英語で行い、外務大臣から感謝状を贈られたことから、表彰状の表彰基準5に該当するものとして表彰の対象としたものでございます。

以上が、平成24年度中野区教育委員会表彰表彰状被表彰者の候補者でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

高木委員長

ただいま上程中の議案につきまして質疑がありましたらお願いいたします。

大島委員

今まで余り考えたことがなくて、今ふと気がついたのですけれども、今回、被候補者の候補の中に高校生の方もいるのですが、我々、中野区の教育委員会というのは、中学校までしか学校がないので所管ではないのですけれども、教育委員会が表彰するのは高校生もいいという。逆に、大学生は入っていないわけですよね。高校生までという暗黙のルールというのが何かあるのでしょうか。そういう扱いにしたというのは何か理由があるのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

これは、例年、中野区立の小・中学校以外で、区内にある国立・都立・私立の小・中・

高校生まで表彰の対象にしてございます。大学生——これから区内に大学が移転してくるということもございますけれども、それについてはこれからの検討課題かなと思ってございます。

大島委員

そうすると、高校生まで含めるというのは、未成年ということで、よくわからないのですが、教育委員会が対象とするものに含めてもいい年代の人たちだなということからなのでしょうか。それとも、そんなに理由というのはないものなのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

特に年齢で区切っているということではございませんけれども、中野区の区のほうの表彰についても、例えば高校の団体競技で優秀な成績をおさめた場合に表彰の対象としていたかと思しますので、それとの均衡を図っているということもあるかというふうに考えてございます。

高木委員長

中等教育学校ですとか私学の場合、中高別々でも一貫教育をやっていますので、そこでちょっと分けづらいのかなというのはありますね。感覚的に言うと、別に大学生、短大生を対象にしてはいけないということはないのですが、やはり大学・短大は所管で言うと文部科学省の所管になってきますので、地方の公共団体所管ベースまでということだと高校までで、法令的には分かれると言えば分かれる。

山田委員

これからどうするかですけれども、この表彰状対象の「社会教育活動に尽力したもの」ということになれば、そういった意味では大学生でも対象になり得るかもしれませんね。

もう1点は、今回の表彰状被表彰者の中の、今お話があったポッター英実里さんという方は高校のほうからの推薦が上がってきたのですか。こういった平和大使なるものは私たちの耳にはなかなか入らないことだと思うのですけれども、その辺の経過を教えてください。

副参事（子ども教育経営担当）

高校のほうからご推薦をいただいているということでございます。

山田委員

この「高校生平和大使」なるものが日本にどのぐらいの人数いるのかということはわかるのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

これは、核兵器廃絶のための署名活動を行うということで、高校生平和大使派遣委員会というところが署名活動を主催しているわけですが、300人の応募者の中から15人の方が選ばれて、その一人として署名を集めて届けたということになります。

高木委員長

ほかに質疑はございませんか。

山田委員

時々思うのですけれども、中野区の中には非常に優秀な人材がいて、こういう表彰対象になるわけですが、そういった方たちを中野区民に知ってもらうようなことができないかなど。今回のポッター英実里さんのように発表されているわけですね。そういった広い意味で、教育委員会として何か仕掛けができないかなど。それがまた、区で育っている子どもたちの励みにもなるかなど。そういった機会、何らかのチャンスを与えたいということを今後協議していきたいなと思っています。

高木委員長

この表彰式には中野ケーブルテレビとかは来るのですか。

副参事（子ども教育経営担当）

例年、ケーブルテレビのほうから取材が入って、その模様は放映されております。

高木委員長

それでは、質疑を終結いたします。

簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第4号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高木委員長

ご異議ありませんので、原案のとおり決定いたしました。

高木委員長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第4回定例会を閉じます。

午前11時28分閉会